



【令和8年度要求額 3,084百万円(3,174百万円)】

デコ活の推進を通じて、「新しい豊かな暮らし」とその先にある「脱炭素目標の達成」を実現します。

1. 事業目的

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の推進を通じて、国民・消費者の行動変容を促し、2030年度に2013年度比46%（特に家庭部門では66%）削減及び2050年カーボンニュートラルを実現することを目的とする。このために、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトの展開、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた検討・検証、地球温暖化対策推進法に基づく普及啓発推進等を実施する。

2. 事業内容

(1) デコ活推進に係る社会実装型取組等支援

①デコ活の推進のためのプラットフォームであるデコ活応援団（官民連携協議会）を運営し、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、デコ活を国民運動として推進する。

②H29～R7年度に行われたナッジの成果について、実証から実装へどのようにデコ活に結び付けていくかの検証を行うとともに、国内外の事例を調査しマニュアル化、広く一般に普及するための検討を行う。

③マッチングファンド方式により、民間の資金やアイデア等を動員し、脱炭素にとどまらない資源循環やネイチャーポジティブも含めた生活領域全般における「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。

④昼の再エネ余剰電力の有効利用を通じた生活者の暮らし向上、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた検討・検証を行う。

⑤持続的にインセンティブ原資を創出し得るビジネスモデル化の検討・検証を行う。

(2)地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進

温対法第39条及び第38条に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター（デコ活ジャパン）及び地域地球温暖化防止活動推進センター（デコ活ローカル）によって、地域でのデコ活を図るため、調査・情報収集・普及啓発・広報等を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態

(1)委託事業・間接補助事業（補助率 定額（1/3相当））

(2)委託事業・間接補助事業（補助率 5/10）

■委託先・補助対象

委託事業：民間事業者・団体等

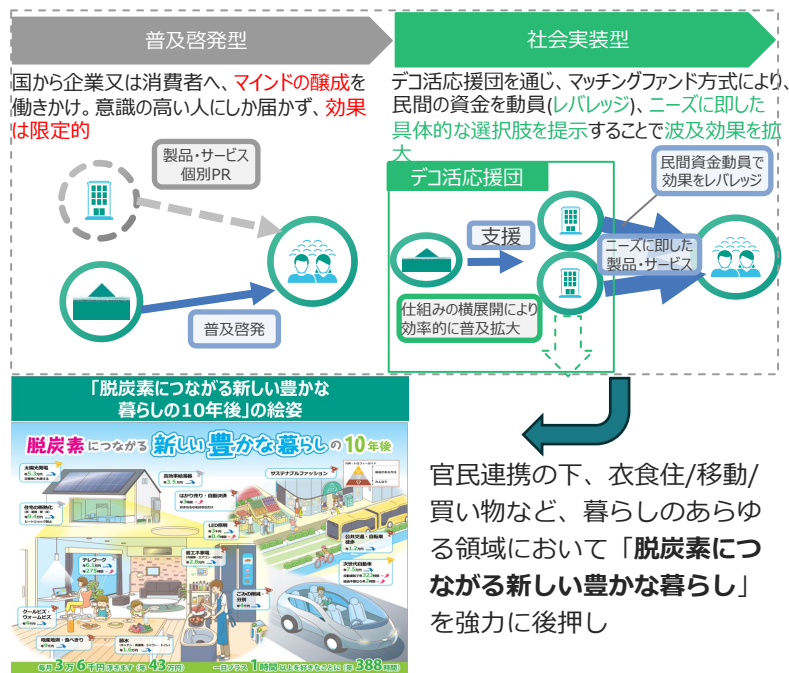
補助事業：地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間

(1) 令和6年度～令和12年度 (2) 令和6年度～

4. 事業イメージ

従来の「普及啓発型」から、自治体・企業・団体等と連携して、消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組中心へとシフト



官民連携の下、衣食住/移動/買い物など、暮らしのあらゆる領域において「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」を強力に後押し